

## 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱

### 第1 目的

この事業は、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

### 第2 貸付事業の実施主体

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）が行うものとする。

### 第3 貸付けの種類

自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

### 第4 貸付対象

#### 1 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- (2) 第4の2の（2）に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

#### 2 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 進学者
- (2) 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

### 3 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

## 第5 貸付期間及び貸付額

### 1 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

#### (1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額50,000円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在籍する期間のうち12か月間について、貸付額を月額80,000円とする。）

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月間

貸付額：月額80,000円

### 2 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

#### (1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

#### (2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

### 3 資格取得支援費

貸付額は資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。

## 第6 貸付けの申請

自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）は、

次に掲げる書類を社会福祉法人北海道社会福祉協議会長（以下「道社協会長」という。）に提出しなければならない。

なお、児童養護施設等に入所中又はこれらを退所した者にあつては当該児童養護施設等から管轄の児童相談所を、里親等に委託中若しくは委託を解除された者にあつては里親等から管轄の児童相談所を経由して提出するものとする。

#### （１）生活支援費

ア 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（別記第１－１号様式又は別記第１－２号様式（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける者等」という。）の場合））

イ 児童養護施設退所者等自立支援資金親権者等同意書（別記第２号様式）

ウ 児童養護施設退所者等自立支援資金児童養護施設長等意見書（別記第３－１号様式（児童養護施設等に入所中又は退所した者の場合））又は児童養護施設退所者等自立支援資金児童相談所長意見書（別記第３－２号様式（里親等へ委託中の者又は委託が解除された者の場合））

エ 貸付希望者及び連帯保証人の住民票（記載事項の省略のないものに限る。ただし、個人番号・住民票コード・備考の記載は要しない。）

オ 在学証明書

#### （２）家賃支援費

ア 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（別記第１－１号様式又は別記第１－２号様式（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける者等の場合））

イ 児童養護施設退所者等自立支援資金親権者等同意書（別記第２号様式）

ウ 児童養護施設退所者等自立支援資金児童養護施設長等意見書（別記第３－１号様式（児童養護施設等に入所中又は退所した者の場合））又は児童養護施設退所者等自立支援資金児童相談所長意見書（別記第３－２号様式（里親等へ委託中の者又は委託が解除された者の場合））

エ 貸付希望者及び連帯保証人の住民票（記載事項の省略のないものに限る。ただし、個人番号・住民票コード・備考の記載は要しない。）

オ 在学証明書（進学者の場合）又は在職証明書（別記第４号様式）（就職者の場合）

カ 児童養護施設退所者等自立支援資金家賃支援費所要額調書（別記第５号様式）

#### （３）資格取得支援費

ア 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（別記第１－１号様式又は

別記第1-2号様式（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける者等の場合））

イ 児童養護施設退所者等自立支援資金親権者等同意書（別記第2号様式）

ウ 児童養護施設退所者等自立支援資金児童養護施設長等意見書（別記第3-1号様式（児童養護施設等に入所中又は退所した者の場合））又は児童養護施設退所者等自立支援資金児童相談所長意見書（別記第3-2号様式（里親等へ委託中の者又は委託が解除された者の場合））

エ 貸付希望者及び連帯保証人の住民票（記載事項の省略のないものに限る。ただし、個人番号・住民票コード・備考の記載は要しない。）

オ 在学証明書（進学者の場合）

カ 児童養護施設退所者等自立支援資金資格取得支援費所要額調書（別記第6号様式）

## 第7 貸付けの審査及び決定

- 1 道社協会長は、第6の規定により貸付希望者から申請を受理したときは、貸付けの可否並びに貸付金額及び貸付期間を決定するものとする。
- 2 道社協会長は、前項による審査の結果を、貸付希望者に対して通知するものとする。

## 第8 貸付けに係る契約等

第7の規定により貸付決定に係る通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を道社協会長に提出しなければならない。

- (1) 児童養護施設退所者等自立支援資金借用証書（別記第7号様式）
- (2) 誓約書（別記第8-1号様式（進学者用）、別記第8-2号様式（就職者用）、別記第8-3号様式（資格取得希望者用））
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 児童養護施設退所者等自立支援資金口座振替（申込・変更）申請書（別記第9号様式）
- (5) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に係る個人情報の取扱い（別記第10号様式）

## 第9 貸付方法及び利子

- 1 自立支援資金は、道社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等

の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5の1から3までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

3 利子は、無利子とする。

## 第10 保証人

貸付希望者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

## 第11 貸付契約の解除

- 1 道社協会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。
- 2 道社協会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

## 第12 返還の債務の当然免除

### 1 進学者

- (1) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

### 2 就職者

- (1) 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

### 3 資格取得希望者

- (1) 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間）引き続き就業を継続したとき
- (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

## 第13 返還

借受者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属す

る月の翌月から道社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、道社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- (3) 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

#### 第14 返還の債務の履行猶予

##### 1 当然猶予

- (1) 道社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間は、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (2) 道社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
  - ア 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
  - イ 大学等に在学しているとき

##### 2 裁量猶予

道社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

#### 第15 返還の債務の裁量免除

道社協会長は、借受者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金（すでに返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障がいにより貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

- (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

## 第16 延滞利子

道社協会長は、借受者が正当な理由がなく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

## 第17 返還計画書の提出

- 1 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日から14日以内に児童養護施設退所者等自立支援資金返還計画書（別記第11号様式）を道社協会長に提出しなければならない。

(1) 第13の規定に該当するとき

(2) 第15の規定により返還の債務の一部を免除されたとき

- 2 道社協会長は、前項の返還計画書を受理したときは、その内容を審査し、返還の可否を決定し、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

## 第18 返還の債務の履行猶予申請

- 1 第14の規定により自立支援資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする借受者は、児童養護施設退所者等自立支援資金返還債務の履行猶予申請書（別記第12号様式）に、同項の規定に該当することを確認できる書類を添えて、道社協会長に申請しなければならない。

- 2 道社協会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の履行の猶予の可否を決定し、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

## 第19 返還の債務の免除申請

- 1 第15の規定により自立支援資金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする借受者は、児童養護施設退所者等自立支援資金返還免除申請書（別記第13号様式）に、同項の規定に該当することを確認できる書類を添えて、道社協会長に申請しなければならない。
- 2 道社協会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の免除の可否を決定し、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

## 第20 届出義務

- 1 借受者は、自立支援資金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還が終了するまでの間に、次に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに道社協会長に届け出なければならない。
  - (1) 借受者又は連帯保証人の氏名又は住所等に変更があったとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金氏名・住所等変更届（別記第14号様式）
  - (2) 借受人が休学、停学、復学、留年又は退学したとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金休学・停学・復学・留年・退学届（別記第15号様式）
  - (3) 借受人が卒業したとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金卒業届（別記第16号様式）
  - (4) 自立支援資金の貸付けを辞退するとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金辞退届（別記第17号様式）
  - (5) 借受人が退職又は休職したとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金退職・休職届（別記第18号様式）
  - (6) 借受人が就職又は就業先を変更したとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金現況報告書（別記第19号様式）
  - (7) 借受人が業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき  
児童養護施設退所者等自立支援資金返還免除申請書（別記第13号様式）
- 2 借受者は、自立支援資金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を開始するまでの間、毎年4月1日における就業等の状況を児童養護施設退所者等自立支援資金現況報告書（別記第19号様式）により、4月20日までに、道社協会長に届け出なければならない。
- 3 借受者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、児童養護施設退所者等自立支援資金返還免除申請書（別記第13号様式）に事実を証明する書類を添えて、道社協会長に届け出なければならない。



## 第21 道の財政措置

道は、この事業の実施に必要な費用を道社協に補助するものとする。

## 第22 会計経理

- 1 道社協は、この事業に関する特別会計を設けなければならないものとし、この事業の会計経理を明確にしなければならない。ただし、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その時点において道社協が保有する貸付原資を道に返還するものとする。  
また、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された自立支援資金の全額を道に返還するものとする。

## 第23 借受人等の責務

- 1 借受者は、児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受者及び連帯保証人は、道社協から貸付けの要件等に関する問合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

## 第24 その他

事業の実施に関し必要な事項については、この実施要綱に定めるもののほか、別に定める「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業運営要領」によるものとする。

### 附 則

- この要綱は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和2年7月31日改正、令和2年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和3年2月22日改正、令和2年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和4年3月4日改正、令和3年12月20日から適用する。